

門真市議会議員政治倫理条例施行規程

平成25年3月28日門真市議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、門真市議会議員政治倫理条例（平成25年門真市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續)

第2条 条例第4条の審査請求は、審査請求書（様式第1号）により行わなければならない。

(審査会の組織)

第3条 条例第5条第1項の門真市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査結果の報告)

第4条 条例第9条第1項の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書（様式第2号）により行うものとする。

(審査結果の公表)

第5条 条例第9条第2項の規定による審査結果の概要の公表は、かどま議会だより又は門真市議会のホームページへの掲載等により行うものとする。

(細目)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日門真市議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

審 査 請 求 書

門真市議会議員 様

請 求 者 門真市議会議員

(審査請求代表者)

門真市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる 議員の氏名	
審査請求の対象となる 事由の該当条項	門真市議会議員政治倫理条例第3条第 号
審査請求の対象となる 事由の内容	
審査請求の対象となる 事由を証する書面	別紙のとおり

門真市議会議長 様

門真市議会議員政治倫理審査会

会長



審査結果報告書

年 月 日付けで審査請求のあった件について、門真市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	
審査請求の対象となった事由の該当条項	門真市議会議員政治倫理条例第3条第 号
審査請求の対象となった事由の内容	
審査結果	